

愛護動物を殺傷する動画が投稿サイトに掲載された場合の管轄について

犬や猫などの愛護動物を殺傷する状況の動画が投稿サイトに掲載された場合における警察法に基づく都道府県警察の権限については、重複があり得ますが、

[1]犯行の場所、被疑者の所在地等が推定できるときは当該場所がある都道府県警察

[2][1]が推定できないときは投稿サイトの管理者の所在地(管理者が外国に所在する場合はその支店、代理店等)がある都道府県警察

が第1次的な対応を行うことが効率的かつ効果的な警察活動に資するものと考えられます。

なお、編集後の動画であるなど行為の時点から時間が経過している場合、犯行場所が確知できない場合等には、警察官が現場に急行しての行為の制止、現行犯逮捕等の緊急対応を行うことができませんので、110番ではなく、下記URLの「警察相談専用電話」を御活用ください。(相談先警察の都道府県内から電話する場合は#9110、そうでない場合は市外局番から始まる番号)

[URL]

<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmadoguti.pdf>